行政監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第１９９条第２項の規定に基づく行政監査の結果（令和８年７月１日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第１４項の規定により公表する。

令和８年９月４日

山形市監査委員　山　川　稔　彦
同　伊　藤　明　彦
同　鈴　木　　進

行　第　８　号
令和８年８月２５日

山形市監査委員　様

山形市長　　佐　藤　孝　弘

令和７～８年度行政監査に係る措置状況について(通知)

令和７～８年度行政監査「市防災倉庫及び災害時用備蓄物資の管理状況について」に係る措置状況について、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき通知します。

記

１　通知内容　別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和7～8年度行政監査 「市防災倉庫及び災害時用備蓄物資の管理状況について」

着眼点1	防災倉庫は適切に管理されているか
着眼点2	備蓄物資は適切に管理されているか
着眼点3	備蓄物資の品質は確保されているか
着眼点4	備蓄物資の点検、数量管理は適切に行われているか
着眼点5	協定等に基づく調達物資は、有効に調達できる仕組みとなっているか
着眼点6	災害時用備蓄（公助備蓄）に関する周知は行われているか

通No	項目	監査の意見		担当部	担当課	措置見込（改善・検討の結果）
1	着眼点1	(1)	道の駅やまがた蔵王は、「防災道の駅」の指定を受け、防災倉庫部分は防災に特化したスペースとして整備したものであるが、防災の目的とは関係のない資材が多数保管されている状況が見受けられた。防災倉庫には、避難所の運営に欠かせない物資が保管されており、災害時に迅速に避難所を開設するため、平常時からの備蓄物資の保管状況の確認や整理整頓が重要である。施設整備の方針及び市の防災施策上の位置付けを改めて確認し、防災拠点の防災倉庫として活用されるよう適切に管理されたい。	総務部	防災対策課	担当課の公共交通課から施設側に対し、防災と関連しない資材の撤去を指示し、本来の用途に整理されたことを確認した。今後は定期的な点検を実施し、適切な維持管理を図る。
2		(2)	また、一部の防災倉庫は、設置場所から避難所となる体育館等までの経路上の地面が平滑でないなど、特に重量のある発電機の移動が容易ではないと思われる場所があった。災害時、特に夜間において、避難所開設初動時の速やかな発電機の設置・稼働は避難所運営に直結するものであり、発電機等の機材の迅速かつ安全な搬出経路の確保は重要である。運搬経路の状況によっては、搬出に時間を要するだけでなく、転倒や負傷などの二次的被害が生じることも考えられる。災害時に速やかな避難所の開設を行うため、平常時から、災害発生時を想定した物資の運搬方法や運搬経路の確認を行い、避難所開設に支障をきたすことが想定される場合は、防災倉庫設置場所の移動を含め、実践的な観点から対応を検討されたい。			指名職員研修会において、避難所運営委員会開催時に運搬経路の確認を依頼した。今後は実際の訓練を通じて確認を行い、支障がある場合は倉庫の移動を含め対応を検討する。

通No	項目	監査の意見		担当部	担当課	措置見込（改善・検討の結果）
3	着眼点2	(1)	防災倉庫には、防災計画に位置付けられている公助備蓄の物資以外にも、マットレスやブルーシート等が保管され、内閣府が運用している新物資システムに数量等を入力し、備蓄物資として管理されていたが、防災計画上の備蓄物資としての位置づけが不明確であった。既に防災倉庫に備蓄されているものの、防災計画に記載されていない備蓄物資については公助による備蓄の必要性を検討のうえ、防災計画に位置づけるなど、備蓄するものの根拠を明確にされたい。	総務部	防災対策課	これまで災害に応じて購入したブルーシート等の物資は、状態を確認しながら有効活用する。今後は「避難所等環境整備計画」に掲げる物資を基本とし、地域防災計画の見直しの中で公助備蓄としての位置づけを整理し明確化する。
4		(2)	さらに、避難所等環境整備計画に基づく新たな備蓄物資についても、防災計画における位置づけを検討し、山形市地域防災計画と山形市避難所等環境整備計画の整合を図られたい。			避難所等環境整備計画に定めた新たな備蓄物資について、地域防災計画の改定時に位置づけを整理し、両計画の整合性を図る。
5		(3)	公助備蓄の数量の算出方法については、算定の根拠となる対象者の比率の根拠が把握されておらず、感染症対策品及び資機材については必要数量の算出がされていなかった。公助備蓄数の算定の基礎となる対象者数は人口動態等によって変化することを勘案し、その対象者比率の根拠を明確にしたうえで、一定の期間又はタイミングで見直すことを検討されたい。			公助備蓄の数量の算出方法については、避難所等環境整備計画に基づく算定根拠により、適正な必要数量を算出する。 公助備蓄数の算定基礎となる高齢者や乳幼児等の対象者数は、これまで平成23年度の地域防災計画の数値を継続していたが、今後は直近の人口動態や国勢調査の数値を踏まえ、避難所等環境整備計画の見直しの機会等を捉えて一定の期間ごとに数値の適正な見直しを図る。
6		(4)	また、公助率として50%を用いているものもあるが、災害時の避難所の運営に際し、一部の避難者にのみ物資を配布するとなった際には、市民の理解を得られにくいことも懸念されるため、公助備蓄数を算出する際に使用する根拠となる数値等は避難所運営も勘案のうえ、実態に応じ見直しを検討されたい。			避難所運営への影響や市民の理解を勘案し、国や県の方針、プッシュ型支援の実態を踏まえ、実態に即した適正な公助備蓄数となるよう見直しを図る。
7		(5)	なお、避難所等環境整備計画において、公助備蓄品目、目標数が示されたが、既に防災倉庫に備蓄されているものの、必要とされる備蓄数量が算出されていないものも見受けられることから、改めて算出方法を検討し、備蓄すべき数量を確保されたい。			避難所等環境整備計画に位置付けた品目・目標数に基づき、既に備蓄している資機材等の必要性を含め精査することで算出方法の見直しを図り、改めて適正な数量を確保する。
8		(6)	実際の備蓄数量については、高齢者等用食料においては更新のタイミングにより算定数量を下回っていた。市として備蓄すべき数量を常に確保するため、更新時期を見直すなど、更新の方法について検討されたい。			更新のタイミングにより目標値を下回る期間が生じていたため、今後は「消費期限の1年前」を更新基準とし、年度当初の納品後に既存品を消費・配布する手法に改め、常に必要数量を確保する。
9		(7)	発電機の自治会等への貸出しについては、7件の使用実績があり、全て夏祭り等の自治会・町内会事業での使用となっていたが、このうち2件は使用届出書の提出を受けていなかった。さらに、発電機の返却時の点検方法の定めはなく、破損の有無等について確認している記録がなかった。貸出しにあたっては、使用届出書の提出を徹底するとともに、使用後の返却時にチェック表を提出させるなど、燃料の補充状況及び発電機の破損の有無を確認する手立てをとられたい。			確実な使用届出書の提出を改めて関係者へ周知する。また、返却時における燃料の状態や破損の有無を確認するため、返却時チェック表を導入し適切な管理を行う。

通No	項目	監査の意見		担当部	担当課	措置見込（改善・検討の結果）
10		(8)	また、発電機の貸出しは、避難所で使用される発電機を実際に操作してもらえる機会となるため、自主防災組織等における防災訓練等での使用を促すなど、有効活用に努められたい。			発電機を実際に操作する機会を確保するため、各避難所運営委員会を通じて、地域行事等でのフェーズフリーな貸出・使用を促し有効活用に努める。
11		(9)	保管されていた消毒用アルコールについては、消防法上危険物にあたるため、法令等に基づき適正に管理されたい。			指定数量の超過を是正するため、備蓄アルコールを2箇所から4箇所の物資倉庫へ分散配置した。全倉庫において安全な保管量（各施設70L以下）となるよう調整を完了しており、今後も適切に管理する。
12	着眼点3	(1)	備蓄物資については、それぞれ保存期限を考慮し、計画的に更新し、管理していく必要がある。しかし、新物資システムへ保存期限が入力されていたのは、食料5品目及び生理用品のみで、その他の物資は入力されておらず、保存期限が管理されていなかった。 マスクや消毒液、おむつ等の衛生用品は、経年劣化により品質が低下し、衛生面から使用に支障が出る恐れがある。また、発電機や投光器などの資機材は、年数の経過とともに部品が劣化し、同時期に購入した資器材の更新時期が重なることも想定されるため、耐用年数やメーカーでの修理期間なども考慮したうえで、計画的に更新していく必要がある。適切な時期に更新する見通しを立てるためにも、保存期限について一定のルールを定め、管理されたい。	総務部	防災対策課	避難所等環境整備計画で定めた保存期限や耐用年数に基づき、新物資システムへ期限の入力を徹底する。耐用年数を考慮した更新時期を的確に定め、計画的に更新する。
13		(2)	また、現場調査においては、すべての防災倉庫で食料及び生活必需品は梱包した状態で保管されていたが、防災対策課倉庫（流通センター）で保管されている段ボールベッドには、天井から落ちてきたと思われるゴミが付着しており、汚れたまま保管されていた。備蓄物資の保管については、汚れ等が発生する恐れがある場合にはシートをかけるなど、衛生面にも考慮し適切に管理されたい。			流通センター物資倉庫で保管していた資材（確認したところ「段ボールベッド」ではなく「段ボールパーテーション」）は、保管環境による汚損を防ぐため、流通センター物資倉庫と比較し保存状態を良好に保つことができる漆山物資倉庫へ全量を移動した。
14		(3)	保存期限が概ね1年を切った食料等の更新については、総合防災訓練等のイベント等において市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとされているが、配布した数量や配布先について、一部を除き記録がなく、在庫管理が行われていなかった。更新を迎える備蓄物資の活用にあたっては、配布数量の記録や活用実態の把握を行うなど、適切な備蓄管理を行われたい。			保存期限が近い備蓄物資をイベント等で市民に配布する際は、配布先、配布数量、活用実態を確実に記録する体制を構築し、適切な在庫管理を行う。
15		(4)	各施設に保管されているガソリンの携行缶については、一部に空のまま保管されているものがみられた。使用実績や更新状況について適切に把握するとともに、災害時の発電機の使用に支障をきたすことのないよう、管理を徹底されたい。			携行缶の空保管を是正し、機材貸出時における使用を適切に管理する。これまで把握していなかった各施設での使用実績や更新状況について報告を求めるなど、管理を徹底する。

通No	項目	監査の意見		担当部	担当課	措置見込（改善・検討の結果）
16	着眼点４	(1)	国では、大規模災害時に、被災地に対しプッシュ型支援を行う際は、新物資システムによって備蓄の状況を把握し、地方公共団体・民間事業者等との備蓄物資の調達・輸送等に必要な情報共有を行うこととしているが、現場調査において、新物資システムの登録数と防災倉庫の備蓄数を照合したところ、ほぼ全ての倉庫で数量が一致しなかった。 災害時において、新物資システムに登録された数量が物資調達の基礎となるため、適正な登録が行われていない場合には国からの物資輸送に影響が出ることが懸念される。平常時から、物資の備蓄状況について数量の把握を行い、新物資システムへの登録を適切に行われたい。	総務部	防災対策課	マンパワー不足によるシステム入力遅れが課題であったため、今後は入力体制や作業方法を見直す。倉庫の現状確認（棚卸し）を行ったうえで適正な数値を登録し、実際の数量と整合させる。
17		(2)	また、新物資システムに登録されていない物品が保管されており、これらの多くは保管に至るまでの経緯や取得日に関する記録がなかった。 災害時においては、限られた時間の中で迅速かつ的確に物資を共有する必要があることから、使用可能な備蓄物資の品目及び数量を正確に把握しておくことが必要不可欠である。登録数量が把握されず、登録対象となっていない物品が防災倉庫内に混在していれば、災害時における適切な配付に支障をきたす恐れがある。備蓄物資の範囲を整理し、公助備蓄として取扱うものについては、品目、数量ともに新物資システムに登録し、それ以外の物品は備蓄物資と分けて管理されたい。			寄附等によりシステム未登録であった物品について取り扱いを検討し、公助備蓄として取扱うものは新物資システムに登録する。
18	着眼点5	(1)	災害時の食料や生活必需品の供給に関しては、備蓄されている物資の供給について、幅広い分野で数多くの事業者ときめ細かく協定が締結されていた。しかしながら、具体的な協定先との情報交換は、担当者の連絡先の交換までにとどまっており、災害時を想定した情報伝達訓練等の実施を確認できるものがなかった。災害時は、市、協定の相手先双方ともに通常の対応が困難になることが想定される。平常時から、防災計画に基づき、災害時を想定した実効性のある情報伝達訓練等を定期的に行うなど、物資の供給が円滑に行われるよう努められたい。	総務部	防災対策課	今年度、各所管課に対し、協定先との連絡担当者の確認とあわせて情報伝達訓練の実施を依頼し、実施状況について報告を受けることとした。
19	着眼点6	(1)	防災に関する情報は、公式ホームページ、広報やまがた、災害情報メールマガジン、各SNS等で市民向けに発信され、自助備蓄の推奨を行っているが、公助備蓄についての考え方の周知は一部に限られ、避難所に備蓄されている品目、数量等については周知されていなかった。 公助備蓄は数に限りがあるため、公助備蓄の内容や数量が十分に周知されていない場合、市民が市避難所に過度な期待を抱くこととなり、災害時の混乱を招く恐れもある。公助備蓄の内容や数量等には限りがあることを前提に、その役割と範囲を市民と共有することが、実効性のある防災体制の構築に繋がると考える。市民に対する自助備蓄、共助備蓄の普及啓発は当然のことながら、市の公助備蓄の考え方及び具体的な備蓄物資の品目、数量についても市民に周知し、理解を得ながら、備蓄の推進に努められたい。	総務部	防災対策課	公助備蓄や自助による具体的な備蓄品目や数量について、市ホームページや「広報やまがた(R8.6月号)」の災害特集記事への掲載等を通じて市民への周知と理解促進を図った。今後も避難所運営委員会や訓練等を通じて周知に努める。